



# 熊本県公報

第12710号  
平成30年4月3日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 1
- 指定管理者の指定…………… (くまモングループ) 1
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特  
定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 制限区域の一部変更(熊本港)…………… (港湾課) 2
- 制限区域の一部変更(三角港)…………… ( // ) 4
- 制限区域の一部変更(八代港)…………… ( // ) 6
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 8
- 道路の位置指定の廃止…………… (建築課) 8

### 公 告

- 基本測量の実施…………… (監理課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 平成30年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業  
務委託に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (情報企画課) 8
- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る入札の実施について…………… (道路保全課) 9
- 建設業法第29の2第1項の規定に基づく建設業者の許可取消し…………… (監理課) 11
- 医療法第30条の6の規定に基づく熊本県保健医療計画の変更…………… (健康福祉政策課) 12
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 12
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 12
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 13

## 告 示

### 熊本県告示第297号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 人吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 人吉都市計画道路事業3・4・15号下林願成寺線
- 3 事業施行期間 平成24年9月14日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

### 熊本県告示第298号

くまもと県民交流館条例(平成13年熊本県条例第57号)第12条第1項の規定により、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報	熊本市中央区安政町1番2号	カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

を提供する施設		代表者 株式会社カ リーノクリエイト 代表取締役 米倉佳 江	
---------	--	---	--

**熊本県告示第299号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
宇土市、宇城市及び美里町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成30年5月9日	午前10時から正午まで	宇土市役所網津支所
平成30年5月9日	午後1時30分から午後3時まで	宇土市役所網田支所
平成30年5月10日	午前10時から午後3時30分まで	宇土市防災センター
平成30年5月11日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成30年5月14日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成30年5月15日	午前10時から午前11時30分まで	宇城市農業就業改善センター（松合）
平成30年5月15日	午後1時から午後3時まで	宇城市役所不知火支所
平成30年5月16日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所小川支所
平成30年5月17日	午前10時から正午まで	宇城市役所小川支所
平成30年5月17日	午後1時30分から午後3時30分まで	宇城市役所豊野支所
平成30年5月18日	午前10時から午後3時30分まで	宇城市役所本庁（松橋）
平成30年5月21日	午前10時から午後3時まで	美里町役場砥用庁舎
平成30年5月22日	午前10時から午後3時まで	美里町役場中央庁舎

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**熊本県告示第300号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 八代本町店 八代市本町一丁目8番8号	平成30年4月1日
山鹿新町薬局 山鹿市新町805番地3	平成30年4月1日
訪問看護ステーションひとつなぎ 八代市千丁町新牟田1402番地3	平成30年4月1日

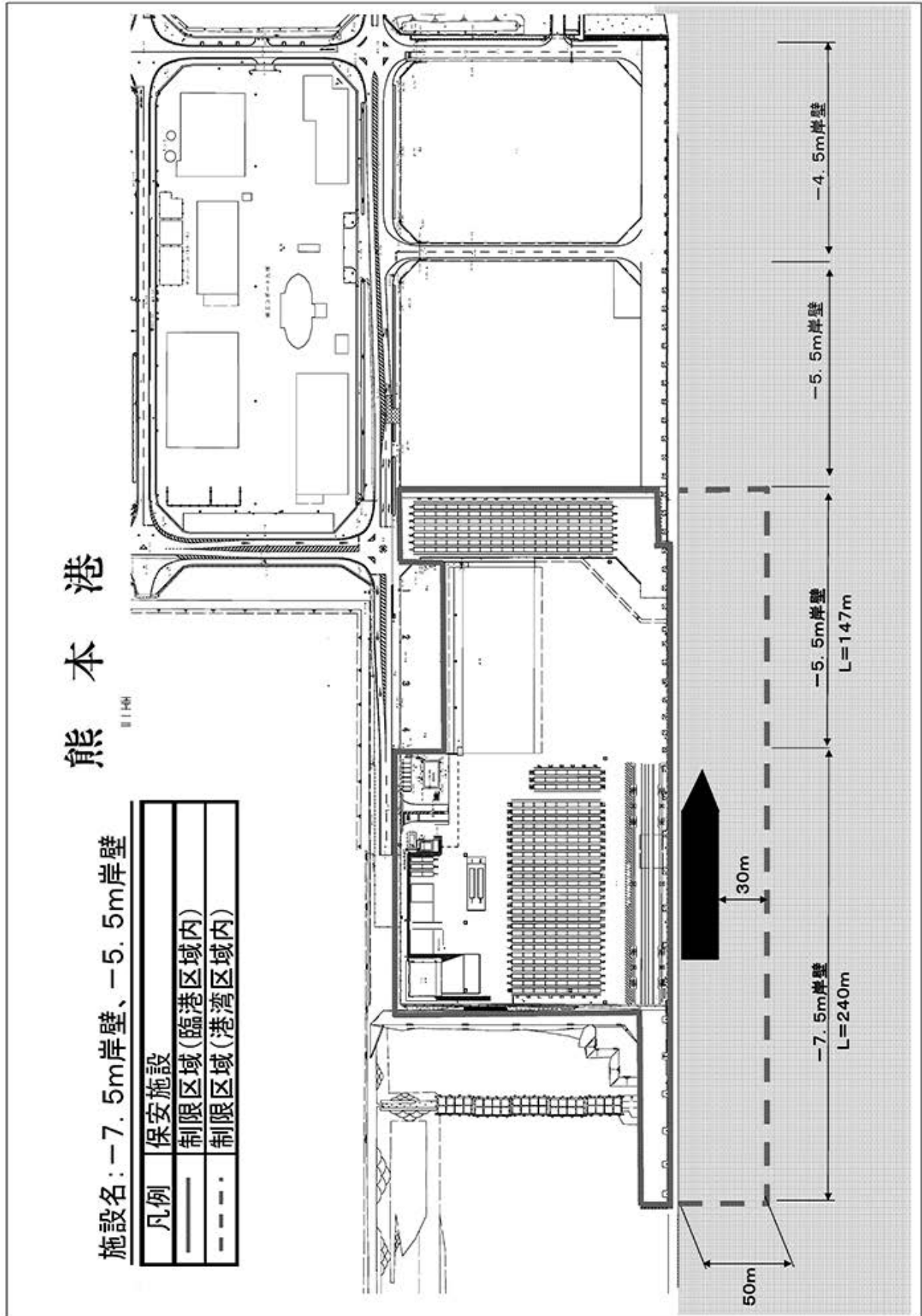
**熊本県告示第301号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により平成16年熊本県告示第1078号で設定した制限区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更する臨港地区内制限区域  
熊本市西区新港一丁目の一部
- 2 変更する港湾区域内制限区域  
熊本港-7.5メートル岸壁前面泊地の一部



**熊本県告示第302号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により平成16年熊本県告示第1079号で設定した制限区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更する臨港地区内制限区域  
宇城市三角町三角浦の一部
- 2 変更する港湾区域内制限区域  
三角港際崎地区A・B・C号岸壁前面泊地の一部



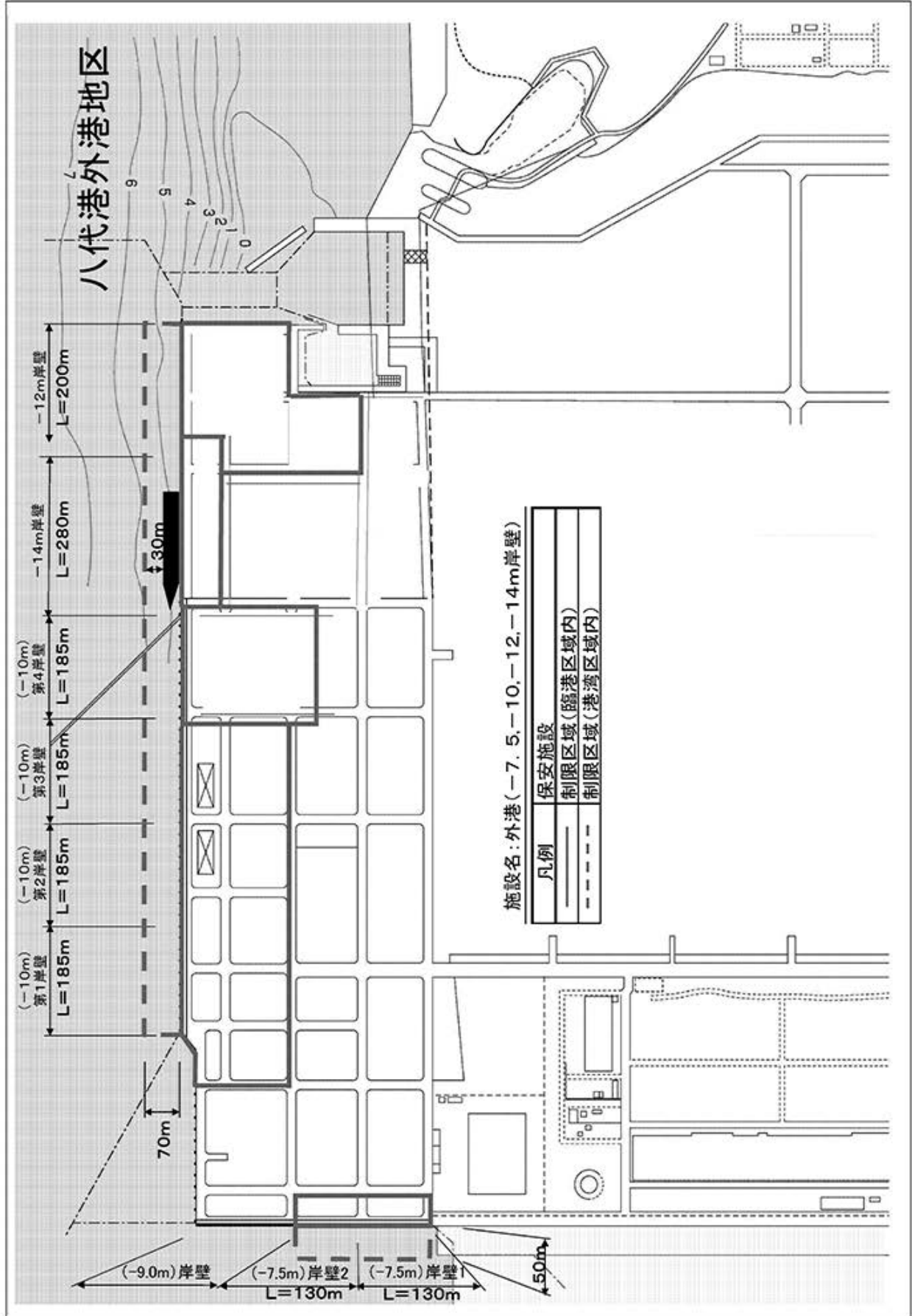
**熊本県告示第303号**

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第10条の2第1項の規定により平成16年熊本県告示第1080号で設定した制限区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更する臨港地区内制限区域  
八代市新港町二丁目及び三丁目のそれぞれの一部



**熊本県告示第304号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
ホームネット株式会社  
東京都新宿区大久保三丁目8番2号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地  
東京都新宿区大久保三丁目8番2号

**熊本県告示第305号**

昭和43年4月16日付け熊本県告示第313号（道路位置の指定）は、廃止する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**公 告**

**熊本県公告第195号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）	平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	熊本県内全域

**熊本県公告第196号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字引水字古荘谷843番1及び同846番3、691.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区小峯三丁目1番18号  
株式会社南栄開発

**熊本県公告第197号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称  
平成30年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社 熊本支店  
熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額  
115,830,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,580,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札



- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成30年1月26日

**熊本県公告第198号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
熊本県道路賠償責任保険契約
- (2) 契約内容  
熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路実延長（3,595,103メートル）（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路総延長（62,045メートル）の道路賠償責任保険契約
- (3) 契約期間

平成30年6月1日午後4時から平成31年6月1日午後4時まで

## 2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班  
郵便番号 862-8570  
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
電 話 096-333-2495

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者であること。
- (3) 熊本市内に本店又は支点を置く者であること。
- (4) 県税を完納している者であること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

## 4 入札参加のための確認申請

## (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）

イ 誓約書

## (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## (3) 提出期間

この公告の日から平成30年4月17日（火）までの午前8時30分から午後5時まで

## (4) 提出場所

2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）

## (5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 5 入札手続等

## (1) 入札仕様に対する質問の受付期間

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成30年4月17日（火）午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成30年4月17日（火）午後5時まで行う。

## (3) 入札説明会

ア 日時 平成30年4月4日（水）午前10時から

イ 場所 熊本県庁本館11階土木部会議室

## (4) 入札の方法

ア 日時 平成30年4月23日（月）午前11時

イ 場所 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館11階土木部会議室

## ウ 入札方法

この入札は、紙入札とする。

## エ 入札書の提出方法

入札書（別記様式1）（代理人が入札するときは、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年4月20日（金）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に

「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式1-2）を入れること。

## (5) 入札金額

入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。

## (6) 開札の方法及び日時等

開札は、(4)アの日時に行う。

## (7) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。

1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

## (8) 入札の無効

次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

## (9) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を校正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

## (10) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

## (11) 入札保証金

ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

イ アの規定にかかわらず、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

ウ (11)イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の（ア）から（エ）までにより提出すること。

(ア) 提出期限 平成30年4月17日（火）午後5時

(イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局

(ウ) 提出方法 持参に限る。

(エ) 提出様式 別記様式4

## エ 入札保証金の還付

(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

## 6 契約について

## (1) 契約書の作成の要否

## 要

## (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

## (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

熊本県公告第199号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 処分をした年月日

平成30年3月26日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 有限会社イデア・ブレーン  
 球磨郡あさぎり町免田東1693

代表取締役 久保 和子

熊本県知事許可（般-25）第17439号

(2) 有限会社江崎建設

山鹿市小群650-5

代表取締役 江崎 祐一

熊本県知事許可（般-25）第2587号

(3) 輝工業

八代市麦島西町8-17

代表者 右田 輝行

熊本県知事許可（般-25）第17499号

(4) 株式会社ホームベース

熊本市東区沼山津三丁目3-10

代表取締役 栗崎 悌二

熊本県知事許可（般-25）第17504号

(5) 有限会社熊創

熊本市南区野口四丁目9-18

代表取締役 松野 峰博

熊本県知事許可（般-26）第16787号

(6) 下田商事

山鹿市菊鹿町米原48

代表者 下田 照清

熊本県知事許可（般-27）第13597号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記2の建設業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成30年2月20日付け熊本県公告第106号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項に該当するため。

5 教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以

内であっても、この処分の日（上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**熊本県公告第200号**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき、平成30年4月1日から熊本県保健医療計画を変更したので、同法第30条の4第16項の規定により公示する。

なお、変更後の熊本県保健医療計画は、熊本県情報プラザ、熊本県健康福祉部健康福祉政策課及び各広域本部・地域振興局保健福祉環境部において縦覧に供する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第201号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年4月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市岡町中字船津432番
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市海士江町字下毛2933番ほか2筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字道下2260番2ほか6筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市上野町字折口3593番1ほか1筆
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字老八番割1054番1ほか3筆
岩田 誠	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式五番割1321番1ほか1筆
釜 大輔	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字大川内字長石2224番1ほか7筆

2 申請年月日  
平成30年3月22日

**熊本県公告第202号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年4月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1752番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2208番

西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字蔵免767番ほか2筆
石坂 幸樹	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字神部837番
田中 克知	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字中鶴233番1ほか7筆
深水 英史	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2172番6
吉村 陽一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字吉原2362番
東 香澄美	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番39ほか1筆
福永 美知信	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字大木479番1
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田甲字白鳥下9番ほか1筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字東山口田343番1ほか1筆

2 申請年月日  
平成30年3月23日

**熊本県公告第203号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年4月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
古川 盛康	熊本市西区城山下代	熊本市西区城山大塘四丁目636番ほか3筆
藤森 和晃	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字馬米1211番2ほか7筆
大森 信哉	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字狐塚545番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町今吉野字丸山285番ほか17筆
陣 清孝	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町丹生宮字西新畝町557番1
田上 真智美	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字戸崎1807番1ほか1筆

2 申請年月日  
平成30年3月26日